

富山市の後援等名義の使用承認に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市長（以下「市長」という。）が団体等の主催する行事について後援又は共催（以下「後援等」という。）の名義の使用を承認することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 学術、芸術、文化、スポーツ、社会教育、産業、福祉保健又は地域振興等の事業に関する研究会、講習会、講演会、展覧会、競技会その他の集会又は催物をいう。
- (2) 主催者 行事を主催する団体又は個人をいう。
- (3) 後援 市が当該行事の企画又は運営（以下「企画等」という。）に参加はしないが、当該行事の趣旨に賛同し、奨励の意を表することをいう。
- (4) 共催 市が主催者の一員として当該行事の企画等に参加し、共同責任者として責任の一部を分担することをいう。

(対象行事)

第3条 後援等の名義の使用を承認する行事は、次の各号いずれかに該当するものとする。

- (1) 市政の進展に寄与すると認められるもの
 - (2) 広く市民の教養、健康又は経済の増進に寄与すると認められるもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市民福祉の向上に寄与すると認められるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、行事が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、後援等の名義の使用を承認しないものとする。
- (1) 特定の思想、政治又は宗教上の活動に関連するもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 営利を目的とし、又は営利に関連するもの

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
- (5) 特定の目的のために金銭その他これに類するものを集める行為を目的とするもの。ただし、市長が特に公益性が高いと認めるものを除く。
- (6) 行事規模が一定地域に限られ、主催者の構成員のみを対象とするもの
- (7) 開催場所が不適切なもの又は騒音、公衆衛生、災害防止等の対策が不適切なもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が後援等の名義を使用することが適当でないと認めるもの

（対象者）

第4条 後援等の名義の使用の承認は、行事の主催者が次の各号いずれかに該当するものに対し、行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
 - (2) 報道機関
 - (3) 経済関係団体
 - (4) 福祉関係団体
 - (5) 教育関係団体
 - (6) 公共的団体
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、後援等の名義の使用の承認を受けようとする行事の主催者又はその構成役員が、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、後援等の名義の使用を承認しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。
- (1) 公序良俗に反する行為（以下「公序良俗違反行為」という。）若しくは不法行為を行い、又は行ったもの
 - (2) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員
 - (3) 前2号に掲げるものと社会的に非難されるべき関係を有するもの

(4) 前各号に掲げるもののほか市長が後援等の名義を使用することが適当でないとするもの

(申請の手続等)

第5条 後援等の名義の使用の承認を受けようとする者（第3項において「申請者」という。）は、原則として行事を開始する初日の10日前までに富山市後援等名義使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 行事の主催者の規約又は会則、役員名簿等（主催者の概要及び構成を明らかにする書類）

(2) 行事に係る予算書

(3) 行事の目的及び計画を明らかにする書類

(4) 過去に後援等の名義の使用の承認を受けたことのある行事と概ね同様の目的、内容等で開催される行事にあつては、当該過去の行事の概要がわかるもの

(5) 誓約書（様式第2号）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

2 市長は、後援等の名義の使用を承認したときは、後援等名義使用承認通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

3 市長は、後援等の名義の使用の承認について適当でないとしたときは、申請者に対し後援等名義使用不承認通知書（様式第4号）により通知する。

4 行事の主催者は、後援等の名義の使用の承認を受けた後に、第1項の規定により提出した申請書、その他の書類の内容等に変更を生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

5 市長は、必要があると認めるときは、主催者に対し、後援等事業実施報告書（様式第5号）の提出を求めることができる。ただし、対象行事が第3条第2項第5号ただし書の規定に該当するものである場合にあつては、主催者は、後援等事業実施報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第6条 市長は、次の各号いずれかに該当する場合は、後援等の名義の使用の承認を取消すことができ、後援等名義使用承認取消通知書(様式第6号)により主催者に通知する。この場合において、市長は取消しによって生じる主催者の損失を、一切補償しないものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により後援等の名義の使用の承認を受けたとき。

(2) この要綱の規定又は後援等の名義の承認の決定に付した条件に違反したとき。

2 主催者は、後援等の名義の使用承認を取消された場合は、速やかにその旨を周知するとともに、印刷物やHP等については「富山市」の名称を削除する等、適切に対処しなければならない。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。